

平成 29 年度における検討方針・課題（案）

1. 検討の進め方

（1）検討対象に係る考え方

環境配慮契約法に基づく基本方針については、必要に応じた見直しを実施することとされており、以下に掲げたいずれかの項目を満たす製品・サービスが契約の対象となる場合に見直しを検討することを基本的な考え方としている。

国等が排出する温室効果ガス等の削減を図ること。すなわち、国等の排出量の大きい製品・サービスや高い削減効果が見込まれる製品・サービスを対象とすること。

民間部門への波及効果が大きく、我が国全体の温室効果ガス等の排出の削減に寄与する製品・サービスを対象とすること。

新たな技術開発や普及の進展等により、一層の温室効果ガス等の排出の削減が見込める製品・サービスを対象とすること。

温室効果ガス等の排出の削減を図るため、環境政策の観点から、広く普及を図る必要のある製品・サービスを対象とすること。

基本方針と関係のある他の国等の施策が見直された場合には、当該見直し内容を踏まえ、適切に対応すること。

（2）提案募集について

契約類型の追加、見直し等の参考とするため、例年どおり、民間事業者等を対象に広く提案募集を行うこととし、上記の考え方に照らし、必要に応じて詳細な検討を実施する。

また、発注側である国及び独立行政法人等並びに地方公共団体に対する以下の調査結果を踏まえ、契約類型の追加、見直し等に係る検討を行うものとする。

- 国及び独立行政法人等については、環境配慮契約の契約締結実績の調査と併せて契約類型の追加・見直し、運用等に関する提案・意見・要望等の調査
- 平成 28 年度まで継続的に実施し、29 年度も引き続き実施する予定の「地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」において地方公共団体における先進的な環境配慮契約、環境配慮契約に関する意見・要望等の調査結果

（3）検討の進め方

本年度までと同様に、環境配慮契約法基本方針及び解説資料（以下「基本方針等」という。）について検討することを目的とした学識経験者による環境配慮契約法基本方針検討会（以下「検討会」という。）を設置し、環境配慮契約の基本的考え方、国

及び独立行政法人等における環境配慮契約の取組状況等を踏まえ、運用方法の改善、基本方針等の改定内容等について検討を行うものとする。

また、検討に当たっては、上記(2)の提案募集結果や従前の検討経緯等を踏まえることとし、必要に応じ、検討会の下に契約類型または検討課題に対応した専門委員会を設置し、追加または修正等に関する詳細な検討を実施するとともに、検討結果をとりまとめ、検討会に報告するものとする。

2. 検討事項等

昨年12月に国連気候変動枠組条約締約国会議(COP21)において採択されたパリ協定が本年11月に発効し、パリ協定の実施指針に係る議論が開始されたところである。我が国はパリ協定を受けて、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比26%削減することを目標とし、さらに2050年には80%の削減を目指す地球温暖化対策計画を、また2030年度の政府全体の温室効果ガス排出量を2013年度比で40%削減することを目標として掲げた政府実行計画¹を、本年5月にそれぞれ閣議決定したところである。環境配慮契約法も政府実行計画の実施の効果的な推進に資するため、可能な限り、温室効果ガス排出削減に寄与する必要がある。

このため、平成29年度においては、以下の検討を実施することとするが、地球温暖化対策計画及び政府実行計画、その他地球温暖化対策等の動向を踏まえ、適切に対応するものとする。

(1) 電気の供給を受ける契約に関する検討

本年度は、本検討会の下に電力専門委員会を設置し、本年4月から実施された電力の小売全面自由化の動向等を踏まえ、電気の供給を受ける契約に関する検討を行い、一定の結論を得たところであり、平成29年度から、環境配慮契約(裾切り方式)の運用方法等について、必要な変更・見直し²を行うこととされた。

一方、本年度の電力専門委員会における検討においては、必ずしも検討を十分に行うことができなかった又は結論が得られなかった事項として、いくつかの課題³が残されており、来年度も引き続き検討が必要な状況にある。

このため平成29年度は、電力専門委員会において示された検討課題について、国及び独立行政法人等の契約実態、小売電気事業者の地域別の参入動向等を踏まえ、本

¹ 政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の抑制のため実行すべき措置について定める計画

² 低圧受電施設等における環境配慮契約の運用方法、裾切り基準の設定に当たっての当分の間の地域の考え方、小売電気事業者の評価方法

³ 環境配慮契約の未実施機関や複数年長期契約に関する対応、全国一律/地域ごとの裾切り基準の設定に関する検討、非化石価値取引市場の創設等を踏まえた再生可能エネルギーの評価やCO₂削減相当量の調整後排出係数への反映に係る検討、総合評価落札方式の導入に係る検討等

年度に引き続き電力専門委員会を設置し、検討を実施するものとする。

(2) 環境配慮契約の実施状況等の調査

基本方針に定められた6つの契約類型について、国及び独立行政法人等における平成28年度の環境配慮契約の締結実績等の取組状況把握・整理を行い、その結果の分析及び課題抽出等を実施する。また、契約締結実績調査による評価と課題について契約類型ごとに整理し、国及び独立行政法人等における環境配慮契約の一層の推進を図るものとする。

なお、以下は、平成28年度の契約締結実績調査における調査内容の追加・修正等を行う予定の契約類型及び調査項目等である。

電気の供給を受ける契約

電気の供給を受ける契約に関する契約締結実績調査においては、平成29年度の電力専門委員会における検討に資するため、これまでの環境配慮契約の実施状況、契約締結内容等の調査に加え、新たに低圧受電施設等の実態把握のための項目、複数年契約の状況及びその理由、環境配慮契約の未実施の状況及びその理由等の詳細情報について調査を実施する。また、地域別の小売電気事業者の入札への参入状況についても実態の把握に努めることとする。

自動車の購入等に係る契約

自動車の購入等に係る契約のうち、購入に係る契約については、極めて高い割合で環境配慮契約（総合評価落札方式）による調達が実施されているところである。

一方、賃貸借に係る契約については、購入に比べると実施割合が低い状況にあることから、本年度に引き続き、環境配慮契約が未実施である理由を確実に把握するとともに、今後の環境配慮契約の推進に向け、普及啓発・情報提供を図るための基礎資料とする。

産業廃棄物の処理に係る契約

平成25年度より契約類型として追加された産業廃棄物の処理に係る契約の本格的な環境配慮契約の実施及びその契約締結実績の把握は平成26年度実績からとなっている。このため、平成26年度及び27年度における契約締結実績を踏まえ、必要に応じ、平成28年度の契約締結実績調査の内容について改善を図ることとしており、これまでの産業廃棄物の処理に係る契約において採用している裾切り方式の実施状況、優良産廃処理業者認定制度の認定業者の参入状況等に加え、可能な範囲で環境マネジメントシステムの認証取得状況や内容等の詳細を把握し、制度の運用に当たって、改善・見直しの必要性を検討するための基礎資料とする。

また、併せて環境配慮契約の効果を把握するための指標・方法等について引き続き検討を実施し、必要に応じ、情報の収集を図るものとする。

(3) 契約類型に関する情報把握・検討等

1.(2) の契約類型の追加・修正等に係る提案募集、発注側である国等の機関に対する調査結果、地方公共団体における先進的な環境配慮契約の実施状況、さらに 2 月～3 月にかけて実施する全国説明会における国等の機関からの要望等を参考として、契約類型に関する情報把握、見直し等に関する検討を実施するものとする。

なお、自動車の購入等に係る契約については、政府実行計画の 2030 年度における公用車の導入目標(2020 年度の間目標を含む。)⁴及びグリーン購入法における自動車に係る判断の基準等の検討状況等を踏まえ、適切に対応を図るものとする。

3 . 環境配慮契約の推進に関する事項

(1) 環境負荷低減効果について

- 環境配慮契約の締結実績の状況把握及び分析
- 環境配慮契約による温室効果ガス排出削減等の環境負荷低減効果について可能な範囲で試算、中期的な環境負荷低減効果の見通しに関する検討

(2) 環境配慮契約の推進について

- 地方公共団体等への普及・啓発及び導入促進
 - ・ 平成 25 年度の専門委員会においてとりまとめられた地方公共団体に対する環境配慮契約の普及促進方策の着実な実施
 - ・ 「地方公共団体の環境配慮契約に関するアンケート調査」による情報把握及び課題抽出、導入促進方策の検討
- 環境配慮契約法基本方針に係るブロック別説明会の開催等
 - ・ 環境配慮契約に係る情報発信等(都道府県・政令市会議の開催、地方公共団体における環境配慮契約の取組状況の開示、優良・先進事例の発信)
- 海外における国の率先的取組事例に係る情報収集等

4 . 平成 29 年度における検討スケジュール

検討会及び専門委員会における検討状況等を踏まえ、適宜変更するものとするが、現段階における平成 29 年度の環境配慮契約法基本方針の検討スケジュール(案)は、次頁のとおりである。

⁴ 「政府の公用車については、2030 年度までに代替可能な次世代自動車がない場合を除き、ほぼ全てを次世代自動車とすることに向けて努めることとする。2020 年度を中間目標として、政府全体で公用車の 4 割程度を次世代自動車とすることに向けて努めるものとする」こととされている。

平成 29 年度環境配慮契約法基本方針検討スケジュール（案）

- 提案募集 5月～6月頃
- 基本方針検討会（第1回）** 6月下旬～7月上旬
- 環境配慮契約基本方針等の検討方針
 - 電力専門委員会における検討内容等
 - 国及び独立行政法人等における環境配慮契約の締結実績等
 - 検討スケジュール
- 電力専門委員会（第1回） 7月上旬～中旬
- 電力専門委員会（第2回） 8月中～下旬
- 電力専門委員会（第3回） 10月上旬～中旬
- 基本方針検討会（第2回）** 10月下旬～11月上旬
- 環境配慮契約基本方針等の改定案中間とりまとめ
 - 電力専門委員会における検討結果
 - 国及び独立行政法人等における環境配慮契約の締結実績等
 - 検討スケジュール
- パブリックコメント 11月上旬～12月上旬
- 基本方針検討会（第3回）** 12月中～下旬
- 環境配慮契約基本方針等の改定案
 - 平成30年度における検討方針・課題等
 - 検討スケジュール
- 基本方針閣議決定** 2月上旬
- 地方ブロック別説明会（8箇所）** 2月上旬～3月下旬